## 令和7年度

## 大阪府非鉄金属製造関連産業

最低賃金専門部会 第1回 会議次第 令和7年8月25日(月)午前10時00分 (大阪合同庁舎第2号館9階 共用B会議室)

- 1 開 会
- 2 議 事
- (1) 部会長及び部会長代理の選出について
- (2) 審議の進め方について
- (3) 審議資料について
- (4) 大阪府非鉄金属製造関連産業最低賃金の改正決定の必要性の有無について
- 3 閉 会

# 大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業 最 低 賃 金 専 門 部 会 委 員 名 簿

令和7年8月1日任命

	氏 名	現職	備考
	北川 亘太	関西大学経済学部 教授	
公益委員	衣笠 葉子	近畿大学法学部法律学科 教授 法学部長	
7	村上 礼子	近畿大学経済学部 総合経済政策学科 准教授	
労	岡和馬	住友電気工業労働組合大阪支部 執行委員	
労働者委員	中浦 太一	アルミ関連労働組合協議会 議長	
員	森 義仁	三菱マテリアル三宝製作所労働組合 執行委員長	
使	甲斐 英昭	堺アルミ株式会社 総務部長	
使用者委員	堀 明寛	タツタ電線株式会社 総務人事部 主査	
員	本郷 憲史	三菱マテリアル株式会社 三宝製作所 事務部長	

(五十音順)

## 令和7年度大阪府非鉄金属製造関連産業最低賃金

## 専 門 部 会 資 料

資料1	大阪府非鉄金属製造関連産業最低賃金専門部会運営規程・・・・・・・1
資料2	令和7年度最低賃金専門部会の審議に関する了解事項・・・・・・・3
資料3	令和7年度特定最低賃金の改正決定に係る申出状況・・・・・・・5
資料4	申出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
資料5	大阪府非鉄金属製造関連産業最低賃金の改正決定について(答申)(写)・・・・・8
資料6	最低賃金の改正決定等について (諮問) (写)・・・・・・・・ 10
資料7	令和7年度特定最低賃金改正申出に係る審議の流れ(案)・・・・・・11
資料8	非鉄金属製造関連産業の改正申出にかかる 企業内最低賃金に関する労働協約一覧表・・・・・・・・・ 1 2
資料9-	- 1 令和7年度改正の必要性の有無に係る意見書 (労働者側)・・・・13
資料9-	- 2 令和7年度改正の必要性の有無に係る意見書(使用者側)・・・・20
資料1(	) 大阪府内の最低賃金リーフレット・・・・・・・・・・・ 2 6
資料1	1 − 1 令和7年春季賃上げ妥結状況(最終報)・・・・・・・・・28
資料1	1 - 2 令和 7 年春季賃上げ妥結状況(詳細分析報告)・・・・・・・ 3 6

大 阪 地 方 最 低 賃 金 審 議 会 大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業 最 低 賃 金 専 門 部 会 運 営 規 程

#### (規程の目的)

第1条 この規程は、大阪地方最低賃金審議会大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業最低賃金専門部会(以下、「専門部会」という。)の議事に関し、最低賃金法(昭和34年法律第137号)及び最低賃金審議会令(昭和34年政令第163号)に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

#### (委員)

第2条 専門部会は、公益を代表する委員3人、労働者を代表する委員3人及び使用者を 代表する委員3人をもって組織し、委員の総数を9人とする。

#### (会議の招集)

- 第3条 専門部会の会議(以下、「会議」という。)は、当該部会の長(以下、「部会長」という。)が必要と認めたときのほか、大阪労働局長(以下、「局長」という。)又は3 人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。ただし、年度最初の会議は、大阪地方最低賃金審議会会長(以下、「審議会会長」という。)が招集する。
  - 2 前項の規定により、局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付 議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しな ければならない。
  - 3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

#### (委員の出席等)

- 第4条 部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム(映像と音声の送受信 により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。 次項においても同じ。)を利用する方法によって、会議に出席することができる。
  - 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第6 条第6項により準用する同令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含 めるものとする。
  - 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長 に適当な方法で通知しなければならない。
  - 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在になるときは、あらかじめ部会長 に適当な方法で通知しなければならない。

#### (会議の進行)

- 第5条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
  - 2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとす る。
  - 3 専門部会は、部会長が必要と認めるときには、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

#### (会議の公開)

第6条 会議は、原則として非公開とする。

### (議事録及び議事要旨)

- 第7条 会議の議事については、議事録及び議事要旨を作成するものとする。
  - 2 議事要旨は原則として公開する。

#### (報告)

第8条 部会長は、会議において最低賃金法及び最低賃金審議会令に基づいて議決を行ったときには、その審議結果について、審議会会長に対して報告するものとする。

#### (略称)

第9条 専門部会の略称は「大阪地方最低賃金審議会大阪府非鉄金属製造関連産業最低賃 金専門部会」とする。

#### (規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

#### 附則

この規程は、平成16年9月13日から施行する。

この規程は、平成25年9月9日から施行する。

この規程は、平成30年8月29日から施行する。

改 正 この規程は、令和3年8月26日から施行する。

## 令和7年度最低賃金専門部会の審議に関する了解事項

令和7年7月14日

大阪地方最低賃金審議会は、各最低賃金専門部会の運営に関する事項について、下 記のとおり了解する。

記

## 地域別最低賃金専門部会

1 最低賃金審議会令第6条第5項の適用

地域別最低賃金専門部会(以下「地賃部会」という。)において、全会一致で議決された場合は、最低賃金審議会令(昭和34年政令163号)(以下「令」という。)第6条第5項の規定に基づき、地賃部会の決議をもって大阪地方最低賃金審議会(以下「審議会」という。)の決議とする。

- 2 審議結果の審議会への報告 審議結果は、当該審議における議決が全会一致であるか否かにかかわらず、すべて審議会に報告する。
- 3 審議の基本方針

審議は、自主性発揮等の観点から以下の基本方針に基づいて行うものとする。

- (1)大阪労働局長から大阪府最低賃金の改正の決定について審議会に対して諮問がなされた場合は、効率的な審議に資するよう、中央最低賃金審議会から地方最低賃金審議会に対して地域別最低賃金額改正の目安が提示される前であっても、調査審議を開始すること。
- (2) 前記(1) の調査審議は、大阪府下の最低賃金を取り巻く実情等を十分考慮して行うこと。
- (3) 適正な改定最低賃金額の発効に向け、従来の経緯を尊重しつつ、円滑かつ適切な調査審議を行う。
- (4) 議決は、全会一致を旨とし、十分な議論を尽くすこと。
- 4 地賃部会の廃止 任務を終了したときは、地賃部会を廃止する。

## 特定最低賃金専門部会

1 特定最低賃金専門部会の任務

特定最低賃金専門部会(以下「特賃部会」という。)は、特定最低賃金(以下「特賃」という。)の決定又は改正決定の調査審議のほか、必要に応じ、これらの必要性の有無についての調査審議を行う。

2 今第6条第5項の適用

特賃部会において、全会一致で議決された場合は、令第6条第5項に基づき、 特賃部会の決議をもって審議会の決議とする。

- 3 審議結果の審議会への報告 審議結果は、当該審議において全会一致で議決されない場合は、審議会へ報告 する。
- 4 審議の基本方針
- (1) 適正な改定最低賃金額の発効に向け、従来の経緯を尊重しつつ、円滑かつ適切な調査審議を行う。
- (2) 審議は、拙速に陥らないように十分に配意し、適正な金額を示すこと。
- 5 特賃部会の廃止 任務を終了したときは、特賃部会を廃止する。

令和7年度 特定最低賃金の改正決定に係る申出状況

令和7年6月30日現在	備	労働協約ケース	労働協約ケース	労働協約ケース	労働協約ケース	労働協約ケース	労働協約ケース	労働協約ケース
令和	合意労働者数 (割合)	1,084 (53.6%)	6, 619 ( 35.8 %)	3, 629 ( 64.3 %)	26, 102 (39.2 %)	28, 734 ( 93. 5 %)	6, 115 ( 42.9 %)	6, 436 ( 38.1 %)
1	労働者数	2, 023	18, 498	5, 640	69, 669	30, 747	14, 263	16,877
	申出者	日本化学エネルギー産業労働組合連合会 J E C 連合大阪地方連絡会 議 長 牧野 光正	基幹労連大阪府本部 委員長 金澤 治 JAM 大阪 執行委員長 秋山 直宣	全電線大阪地方協議会 議 長 絹田 伸一 アルミ関連労協 議 長 中浦 太一 全国伸銅労働組合連合会 会 長 森 義仁	J AM 大阪 執行委員長 秋山 直宣 基幹労連大阪府本部 委員長 金澤 治	電機連合大阪地方協議会 議 長 嶋本 貴至	J AM 大阪 執行委員長 秋山 直宣 自動車総連大阪地方協議会 議 長 森 茂喜	自動車総連大阪地方協議会議 長 森 茂喜
	意向表明年月日 改正申出年月日	令和7年2月28日 令和7年6月30日	令和7年2月28日 令和7年6月30日	令和7年2月28日 令和7年6月30日	令和7年2月28日 令和7年6月30日	令和7年2月28日 令和7年6月30日	令和7年2月28日 令和7年6月30日	令和7年2月28日 令和7年6月30日
	最低賃金の件名及び産業分類	大阪府塗料製造業最低賃金 (E160, 1644, L7282)	大阪府鉄鋼業最低賃金 (E22, L7282)	大阪府非鉄金属・同合金圧延業、 電線・ケーブル製造業最低賃金 (E230, 233, 234, L7282)	大阪府はん用機械器具製造業、 生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、 暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、 船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金 (E240, 243, 247, 25, 260, 261, 262, 2635, 2645, 2652 2691, 2692, 2694, 270, 271, 272, 310, 313, L7282)	大阪府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業最低賃金 (E28, 29(E2941, 297を除く), 30, L7282)	大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金 (E310, 311, L7282)	大阪府自動車小売業最低賃金 (1590, 591(15914を除く),L7282)
		<i>1</i> /Ľ	<u> </u>	띰		长	/世	

※ 労働者数は、令和3年経済センサス-活動調査等に基づき推計

2025年 6月30日

大阪労働局 局長

志村 幸久 様

全電線大阪地方協議会

網 田 伸 一 長

3 叫 車

> 長 中浦太一

> > -7, 6, 30

全国伸舞労働組合連合会

申 Ж

最低賃金法第15条1項の規定により、大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業 の最低賃金の改正決定を求める申出を行うことに合意し、下記の通り申し出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

特定(産業別)最低賃金改正にあたり合意した労働者数 3,629 人

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

大阪府において、非鉄金属・同合金圧延業(抽伸、押出しを含む)、電線・ケーブル 製造業を営む使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者は除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中の者
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
  - ・清掃又は片付けの業務
  - ・ワイヤーハーネスの製造に係る業務のうち、手工具若しくは小型動力工具を 使用して行う組織、取付け、かしめ、又は刻印の業務

以上

適用労働者数:5,640 人

## 3. 改正決定を申し出る最低賃金の件名

大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業最低賃金

### 4. 申出の内容

上記3の最低賃金の改正を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に 基づく最低賃金審議会の決定による。

#### 5. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者がおおむね3分の1に達していることから 法定最低賃金の改姓決定を求めるものである。

賃金の最低額に関する労働協約の適用される基幹的労働者数 3,629人

大阪府における非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル 5,640人 製造業を営む使用者に使用される基幹的労働者数

=64.3%>おおむね3分の1以上

労働協約上の賃金の最も低い額=1,216円/時間額

改正決定の場合は現在適用されている法定最低貸金額 = 1114円/時間

#### 6. 添付書類

①労働協約の写し、②申出合意書及び委任状、③その他申出に係る関係資料

以上

令和3年9月29日

大阪労働局長 木暮 康二 殿

大阪地方最低賃金審議会 会 長 服部 良子

大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業最低賃金 の改正決定について(答申)

当審議会は、令和3年7月6日付け大労発基0706第2号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

なお、本答申は、最低賃金審議会令第6条第5項の規定に基づく専門部会の 決議によるものであることを申し添える。 大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業最低賃金を次のとおり 改正決定すること。

- 適用する地域 大阪府の区域
- 2 適用する使用者

前号の地域内で非鉄金属・同合金圧延業(抽伸,押出しを含む)、電線・ケーブル製造業、これらの産業において管理,補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が非鉄金属・同合金圧延業(抽伸,押出しを含む)又は電線・ケーブル製造業に分類されるものに限る。)を営む使用者

- 3 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
  - (1) 18 歳未満又は65 歳以上の者
  - (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
  - (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
    - イ 清掃又は片付けの業務
    - ロ ワイヤーハーネスの製造に係る業務のうち、手工具若しくは小型動力 工具を使用して行う組線、取付け、かしめ又は刻印の業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
  - 1時間993円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日令和3年12月1日



大阪地方最低賃金審議会 会長 衣笠 葉子 殿

> 大阪労働局長 高橋 秀誠

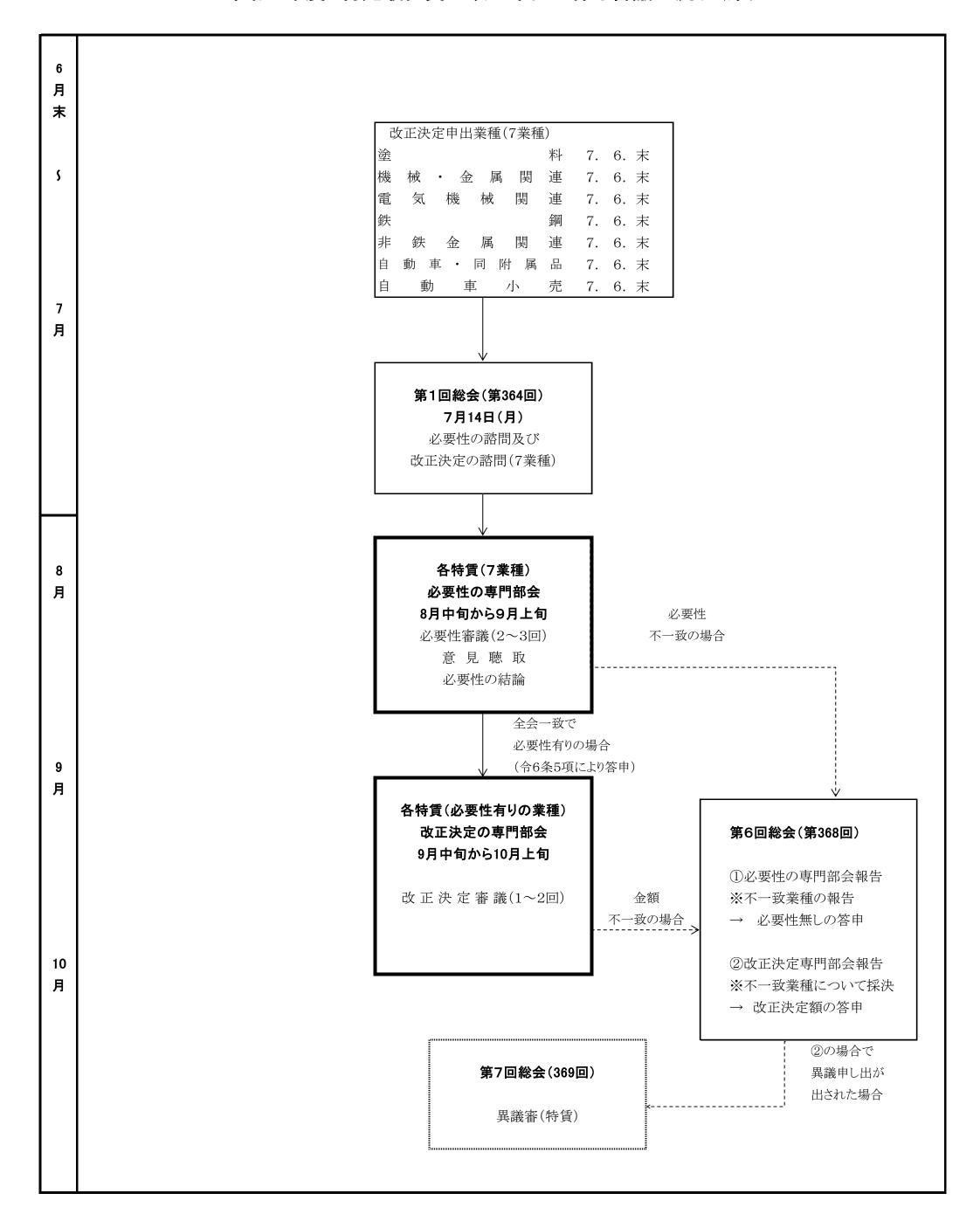
## 最低賃金の改正決定等について (諮問)

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第1項の規定に基づき、下記の最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。また、貴会における審議の結果、下記の最低賃金のうち、改正決定することを必要と認めるとの結論に達した最低賃金の改正決定について、同法第15条第2項の規定に基づき、併せて貴会の調査審議をお願いする。

記

- 大阪府塗料製造業最低賃金
- · 大阪府鉄鋼業最低賃金
- ・ 大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業最低賃金
- 大阪府はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機 械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製 品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金
- ・ 大阪府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信 機械器具製造業最低賃金
- · 大阪府自動車·同附属品製造業最低賃金
- · 大阪府自動車小売業最低賃金

# 令和7年度 特定最低賃金改正申出に係る審議の流れ(案)



非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業の改正申出にかかる 企 業 内 最 低 賃 金 に 関 す る 労 働 協 約 一 覧

> 現行法定最低賃金額 時間額 993

事業所番号	適用労働者数	所定労働時間数	令 和	7 年 協 約	金額
<b>学</b> 未川留 5	(名)	(時間)	月額(円)	日 額(円)	時間額(円)
А	2, 322	157. 58	213, 000	_	1, 352
В	508	157. 58	196, 000	_	1, 244
С	799	159. 33	193, 500	_	1, 216
合計	3, 629				

※網かけ部分は、協定額のうち最低額。

## 令和7年度 改正の必要性の有無に係る意見書

 非鉄金属・同合金圧延業・電線・ケーブル

 特定最低賃金名
 製造業

 労・使 側
 側

1. 大阪府における特定最低賃金の改正の必要性の有無に係る意見をお聞かせください。 25 年春季生活闘争における各企業・労働組合の情報交換から、昨年度に増して人材獲得及び流出防止の観点から、賃金を中心とした議論が展開されており、基幹的産業への人材が集まりにくい状況は企業側も認知している状況である。賃金の優位性が高い状況下の中で、地域別最低賃金の上昇も踏まえて、特定最低賃金に意義のある優位性をもたらすことが出来なければ、近い将来に基幹的産業の致命的な人材不足が起こり得る可能性がある為、それを排除するためにも早急な特定最低賃金の優位性を構築しなくてはならない。

- 2. 上記1の判断をされた理由(根拠)を、以下の項目ごとにお示しください。
  - ① 産業の実態 [経営実績、支払能力等]

2025 年 3 月度におけるアルミ関係製品の販売総額をまとめている。それによると販売総額は 3515 億円となり前月比で 16.7%増だった。22 品目中プラスだったのは 20 品目で、販売数量は 38 万 9700 トンと対前年と比較しても成長基調となっている。(LM 通信 5652 号 2 項) 各企業も対昨年度と比較しても 24 年度並みの予算達成が見込まれるため支払い能力は十分にあるものと考える。

② 賃金の実態 [一般賃金の改定状況 (額・率) 等]

2025 年アルミ関連労協参加単組での賃金改定額 (平均 11,864 円/7 単組 単純平均約 4%) ⇒24 年度平均賃上げ額約 9,400 円/5 単組

⇒人材獲得策を目的とした賃上げが実施されている状況を確認している。

当然ながら企業業績も関係しているが各社業績は好調な状況にある為、人への投資を優先的に考慮されていることが伺える。

③ 生活の実態〔物価、標準生活費等〕

2024年の二人以上の世帯(平均世帯人員 2.88人、世帯主の平均年齢 60.4歳)の消費支出は、1世帯当たり1か月平均300,243円で前年に比べ名目2.1%の増加となった。一方、物価変動 (3.2%)の影響を除いた実質では1.1%の減少となった。消費支出の対前年実質増減率の近年の推移をみると、2020年は、新型コロナウイルス感染症の影響などにより実質減少(-5.3%)となるとともに、比較可能な2001年以降で最大の減少幅となった。2021年、2022年は、新型コロナウイルス感染症の影響が続いたが、総じて外出した人が増加したことなどにより実質増加となった。2023年は、物価高騰、新型コロナウイルス感染症の5類移行、気温の上昇などが影響し、「外食」や「教養娯楽サービス」などが増加となった一方、「食料」などの幅広い分野で減少となり実質

減少 (-2.6%) となった。2024年は、野菜、 果物などの高騰や暖房需要の減少などにより「食料」や「光熱・水道」などが減少したほか、 一部自動車メーカーの生産・出荷停止の影響で「自動車等関係費」が減少となり、2年連続の 実質減少 (-1.1%) となった。

消費支出は全ての年齢階級で実質減少 二人以上の世帯の消費支出を世帯主の年齢階級別にみると、40歳未満の世帯は1世帯当たり 1か月平均280,451円、40~49歳の世帯は331,134円、50~59歳の世帯は356,946円、60~69歳の世帯は311,392円、70歳以上の世帯は252,781円となった。前年と比べると、70歳以上の世帯で実質1.7%の減少、60~69歳の世帯で実質1.6%の減少、40~49歳の世帯で実質0.9%の減少、50~59歳の世帯で実質0.6%の減少、40歳未満の世帯で実質0.3%の減少となった。(総務省HP 令和6年度 家計調査報告から引用)

## ④ その他

非鉄金属・電線・ケーブル産業は社会的責務も大きく、産業の衰退は日本経済にとっても大阪府下の経済へも大きく影響を与える産業であると考えています。基幹的産業の発展はより良い未来と誰もが豊かな生活を構築するためにも不可欠であり、これからの国際・国内的経済的背景を鑑みても、見劣ることのない働き甲斐のある産業と賃金を構築していくことが重要と考えます。最重要課題として大阪府下の特定産業別最低賃金は優位性を保たなければいけないことは、与えられた「社会的責務」を果たすためにも必要不可欠となることを昨年度に引き続き議論をしていきたいと考えています。

○ 記述責任者(意見の出所を明らかにしてください。)

氏 名:中浦 太一

記述年月日: 令和 7年 7月7日

## 令和7年度 改正の必要性の有無に係る意見書

特定最低賃金名	非鉄金属・同合金圧延業、電線ケーブル製造 業
N/CX/RIGHT	最低賃金
労 使 側	

1. 大阪府における特定最低賃金の改正の必要性の有無に係る意見をお聞かせください。 産業全体の賃金を底上げし、魅力を高め、人材を確保・定着を図る観点、労使の社会 的使命として非正規雇用で働く労働者の処遇改善を図る観点、産業の健全な発展を図る 観点などから、賃金水準の改善に取り組む必要がある。具体的には、若年層の定着率の 向上や、従業員のモチベーション、産業の技術を継承するうえでも、特定最低賃金を引

また、地域別最低賃金と特定最低賃金は、対象者、役割・機能ともに異なる制度であり地域別最低賃金が大幅に引き上げられても、特定最低賃金の代わりを果たすことはできないため、底上げが必要である。

- 2. 上記1の判断をされた理由(根拠)を、以下の項目ごとにお示しください。 <u>また、データ等を引用する際は、その引用元となる資料名及びその該当箇所を明示</u> してください。
  - ①産業の実態 [経営実績、支払能力等]

#### 電線関連産業の動向

(1) 2024 年度の出荷量

き上げるべきと考える。

1)銅電線出荷量

2025 年 5 月 21 日に (一社) 日本電線工業会が公表した統計データによると、2024 年度の銅電線出荷量は、内外需計 59 万 5,429  $^{\circ}$ 」(前年度比 $\triangle$ 3.9%)、内需 58 万 1,492  $^{\circ}$ 」(同 $\triangle$ 4.3%)、外需 1 万 4,027  $^{\circ}$ 」(同+16.6%)となりました。

## 2) 光製品出荷量

2025年5月21日に(一社)日本電線工業会が公表した統計データによると、2024年度の光製品の出荷量は、内外需計3,405万4,567kmc(前年度比+5.3%)と、生成AI需要の高まりから欧米をはじめとした海外での設備投資が増えたとされ、前年度を上回りました。

経済産業省が公表した光統計によると、2024 年度の心線の生産量は 1,905 万 kmc (同+26.3%)、販売量は 1,834 万 kmc (同+15.1%) と増加しました。光ケーブルの生産量は 1,653 万 kmc (同+42.7%)、販売量は 1,568 万 kmc (同+37.2%) と増加しました。

## 3) 海外現地法人の 2024 年度銅電線・アルミ電線出荷量

2025 年 6 月 30 日に (一社) 日本電線工業会が公表した「海外現地法人出荷統計データ調査結果」によると 2024 年度の海外現地法人の銅電線(絶縁電線)出荷量は 46 万 5,385 ½ (前年度比▲0.7%)、アルミ電線の出荷量は、8 万 2,733 ½ (前年度比▲

36.1%) と、ともに減少しました。

## 4) 関連産業の実績

## ① 光関連製品

2025年3月14日に(一社)光産業技術振興協会が公表した「2024年度 光産業全 出荷額、国内生産額調査結果」によると、2024年度全出荷額は12兆6,309億円(前 年度比+1.8%)と、レーザ・光加工分野や情報通信分野の需要が増加するものの、全 体としては前年度から横ばいとみられています。

## ② 通信機器

2024年12月12日に(一社)情報通信ネットワーク産業協会が公表した「通信機器中期需要予測(2024-2029年度)」によると、2024年度の国内の通信機器の需要総額は3兆9,145億円(前年度比+2.1%)と、部材価格等の高騰を背景に、機器の単価上昇、テレワークや動画配信サービスなどによる高速大容量データトラフィックなどの増加が需要を後押しし、増加が見込まれています。

## (2) 2025 年度の需要見通し

## 1) 銅電線需要の見通し

2025 年 3 月に(一社)日本電線工業会が公表した「2025 年度 電線需要見通し」によると、2025 年度の銅電線出荷量は、内外需計 59 万 3,000  $^{\circ}$ 」(2024 年度見込み比 $\Delta$ 0.4%)、内需 57 万 8,000  $^{\circ}$ 」(同 $\Delta$ 0.5%)、外需 1 万 5,000  $^{\circ}$ 」(同+2.2%)と、前年度を超える予測がされています。

2025年度 銅電線需要見通し

部門		コメント	出荷量見通し (2024年度見込み比)	
通信	* *	7ラ環境の光化が継続し、メタルケーブ 域少とみられる。	7,000 %	(▲6.9%)
電力	備更新、再	下足による工事制約は懸念されるが、設生可能エネルギー関連需要のほか、デー -、半導体工場への供給需要が見込まれ	43,000 5	(+3.0%)
		き装置市場などで電子・通信部門の需要 るものの、電装品部門は期待薄い。	115,000 کې	(▲0.7%)
	重電	電力会社の設備更新、再生可能エネル ギー関連で変圧器の需要は見込める が、回転機器などは減少とみられる。	16,000 کی	<b>(</b> ▲1.7%)
<b>最复数</b>	家電	個人消費が伸び悩むとみられる。	9,000 ځ	(▲3.9%)
電気機械	電子· 通信	電子機器の小型化、無線化は進展する も、引き続き半導体製造装置市場、FA ロボット、医療、DX 関連需要に期待。	22,000 کی	(+1.9%)
	電装品	自動車の生産台数は伸びないとみられる。	50,000 by	(▲0.8%)
	その他	_	18,000 کی	(▲0.9%)
自 動 車	期待できる	問題による影響はなくなるも、銅需要が EV 車の普及は先行きが見通せず、まり関税引き上げや中国による鉱物輸出規	87,000 5	(▲1.1%)

	制など不安要素も存在する。		
建設・電販	引き続き大型案件需要はあるものの、建築費高騰 や人手不足により工期の長期化が足枷となり、ま た、中小案件については遅れや中止傾向がみられ る。	284,000 %	(▲0.6%)
その他内需	2024年度並みの設備投資需要が見込まれる。	42,000 ئ	$(\blacktriangle 0.2\%)$
輸出	米国のエネルギー・関税政策により不確実性はあるものの、中長期的に伸長が見込まれる電力需要、 脱炭素化に向けた再生可能エネルギー関連向けな ど、電力の安定供給に向けた投資が継続する見通 しであることから電力ケーブルの需要は増加。	15,000 ئ	(+2.2%)

出所;(一社)日本電線工業会

## 2) 国内光ケーブル需要の見通し

2025 年 3 月に(一社)日本電線工業会が公表した「国内光ケーブル需要見通し」によると、2025 年度の国内光ケーブル出荷量は、548 万 kmc(前年度見込み比+2.3%)と、公衆通信部門と一般民需部門が増加するとみられています。

2025 年度 国内光ケーブル需要見通し

部門	コメント	出荷量見通し (2024 年度見込み比)
公衆通信	AI、IoT 関連需要による通信線路設備需要が 期待される。	300万 kmc (+1.0%)
公共関連	公共分野での投資による需要は微減すると みられる。	12万 kmc (▲1.3%)
一般民需	DX 化やデータセンター関連需要が期待される。	236万 kmc (+4.2%)

出所;(一社)日本電線工業会

#### 3) 関連産業の見通し

#### ① 光関連製品

2025年3月14日に(一社)光産業技術振興協会が公表した「2024年度 光産業全 出荷額、国内生産額調査結果について」によると、2024年度の全出荷額(見込み)、 国内生産額(見込み)ともに増加となりました。2025年度については、横ばいと予 測されています。

### ② 通信機器

2024 年 12 月 12 日に(一社)情報通信ネットワーク産業協会が公表した「通信機器中期需要予測(2024-2029 年度)」によると 2025 年度の国内の通信機器の需要総額は、3 兆 9,221 億円 (前年度比+0.2%) の見通しとなっています。2025 年度以降も、これまでのネットワークの延長の技術だけでなく、仮想化、超高速、 $AI \cdot IoT$  といった技術を組み合わせ展開していくことが期待されています。

#### ②賃金の実態〔一般賃金の改定状況(額・率)等〕

2025 春季闘争においての賃金改善の水準としては、単純平均で 14,420 円と、昨年 実績の 11,182 円から引き上がりました。規模別でみると、1,000 人以上の単組が 16,350 円、 $300\sim999$  人の単組が 15,772 円、299 人以下の単組が 13,543 円となりました。これは、経営側が組合員の不安払拭、やりがいや働きがい、魅力向上に向け、最大限の努力を尽くしてくれたものと考えます。

## ③生活の実態〔物価、標準生活費等〕

2025年4月18日に総務省統計局が公表した「2020年度基準 消費者物価指数」によると、2024年度平均の全国消費者物価指数 (2020年=100) は、値動きの大きい生鮮食料品を除く総合指数が 108.7 (前年度比+2.7%) と、食料やエネルギーなどがけん引し、3年連続で2%台の上昇率となりました。

直近 2025 年 5 月 23 日に総務省統計局が公表した「2020 年度基準 消費者物価指数 2025 年 4 月分」によると、生鮮食料品を除く総合指数は 110.9(前年同月比+3.5%) と、前年同月比で 44 ヵ月連続の上昇となりました。

## ④その他

上記のような状況のなか、特定最低賃金は産業の魅力を高め人材を確保する観点や、格差の拡大と二極化が進むなか、産業内における未組織労働者・非正規労働者を含めた勤労者全体の賃金向上を図るうえで賃金の下支え機能としての役割が一層重要性を増しているものと考えます。

地域別最低賃金を見据えるのではなく、特定最低賃金が産業の賃金をあげ優位性を持つこと自体が、人材獲得での競争力向上につながり、産業の発展のためには不可欠と考えます。

#### 3. その他

○ 記述責任者(意見の出所を明らかにしてください。)

氏 名: 全日本電線関連産業労働組合連合会 中央副書記長 菱倉 良二

記述年月日: 令和 7年 7月 17日

## 令和7年度 改正の必要性の有無に係る意見書

特定最低賃金名	<u>非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業</u> 最低賃金
労 側	

## 1. 大阪府における特定最低賃金の改正の必要性の有無に係る意見をお聞かせください。

- ・大阪府における非鉄金属等製造業で働く労働者の賃金は労働組合がある企業において は昨年に続き大幅に賃金が引き上げられている。また、優秀な人材確保の為、各社とも初 任給の引き上げを行っており最低賃金との差が大きく組合の有無で賃金格差が大きくな っている。
- ・現状賃金引き上げていても物価上昇など実質賃金が上がっていない。最低賃金で働く労働者は生活が困窮しているので大幅な引き上げが必要である。

## 2. 上記1の判断をされた理由(根拠)を、以下の項目ごとにお示しください。

①産業の実態 [経営実績、支払能力等]

日本伸銅協会によると 2024 年度の伸銅品生産量は 64 万 1465 トンと一昨年より微増で推移しました。2025 年度の見通しは自動車はハイブリッド車への回帰と端子コネクタ材の回復は継続すると見られ、また、半導体材料は、昨年後半から回復しているスマートフォンや PC 需要、近年盛り上がっているデータセンターや通信の高速化、AIの本格的な普及に伴う需要が徐々に拡大してくると見られ、2025 年度の伸銅品需要見通しを 67 万 4.300 トン (2024 年度比+5.4%) と回復するとしています。

- ②賃金の実態 [一般賃金の改定状況 (額・率) 等]
- ・全銅連傘下の組合平均の賃金引き上げ額は平均で1万7,125円、賃上げ率5.5%となっており最賃と開きが大きくなっている。
- ・大阪府における2025 春闘の妥結結果は大阪府のまとめによると昨年より上回り妥結額は15,948 円となり賃上げ率も5.11%で平成5年以降最高額となっている。
  - ③生活の実態 [物価、標準生活費等]
- 賃金を引き上げても物価高により実質賃金は上がっていない。
- ・総務省統計局の発表によると 5 月の消費支出 (二人以上の世帯) は 1 世帯当たり 316,085 円 前年同月比 名目 8.9%の増加とっている。
  - 一方、勤労者世帯の実収入(二人以上の世帯)は、1世帯当たり 522,318 円、前年同月比 名目 4.4%の増加にとどまり、物価高に追い付いていない。
- 記述責任者(意見の出所を明らかにしてください。)

<u>氏 名: 森 義仁</u>

記述年月日: 令和 7 年 7 月 28 日

## 令和7年度 改正の必要性の有無に係る意見書

特定最低賃金名 <u>非鉄金属・銅合金圧延業、電線・ケーブル 業</u> 最低賃金 労・使 側

- 1 大阪府における特定最低賃金の改正の必要性の有無に係る意見をお聞かせください。 2024年の最低賃金は、全国の加重平均額は51円増加し、過去最高の引き上げで あった。2025年もまた2024年を上回る引き上げが見込まれており、原料費やエネ ルギー価格の高騰に加え人件費増加が企業経営を圧迫しているほか、米国の関税措 置の影響など日本経済の先行きは不透明であり、このような状況を鑑みると特定最 低賃金の改正の必要性があるとは考えられない。
- 2 上記1の判断をされた理由(根拠)を以下の項目ごとにお示しください。また、データ等を引用する際は、その引用元となる資料名及びその該当箇所を明示してください。
  - ① 産業の実態 [経営実績、支払能力等]

2024 年度の伸銅品生産量は 2023 年度比 0.5%増の 64.1 万トンとなり、3 年ぶり に前年を上回ったが、コロナ禍前の 2019 年度 (73.7 万トン) と比較すると▲9.6 万トンであった。

本年3月に日本伸銅協会から発表された2025年度の伸銅品需要見通しは24年度 見込みより5.4%多い67万4300トンであり、依然としてコロナ渦前の2019年度の 水準には届いていない。また、アメリカが銅の半製品に対して50%関税を課すとの 報道もあり、先行きは不透明である

② 賃金の実態 [一般賃金の改定状況 (額・率) 等]

連合の発表によると、2025 年春闘の平均賃上げ率は5.25%と1991 年(5.66%) 以来33 年ぶりの5%越えであった昨年を上回り、2 年連続で5%以上の賃上げとなった。

企業業績の伸びは鈍化しているものの人口減少による人手不足が続いている。さらに転職の増加により「企業は人材確保のため賃上げを行わざるを得ない状況」といえる。

## ③ 生活の実態〔物価、標準生活費等〕

2025年6月の消費者物価指数 (CPI、2020年=100) は変動の大きい生鮮食品を除く総合が111.4となり、前年同月と比べて3.3%上昇した。5月の3.7%を下回り、4カ月ぶりに伸び率が鈍化した。今秋の最低賃金改定では、消費者物価指数の上昇分以上の改定が見込まれている。

- ④ その他特になし
- 3 その他特になし
- 記述責任者(意見の出所を明らかにしてください。)

三菱マテリアル株式会社

氏 名 本郷 憲史

記述年月日:令和7年 8月 3日

## 令和7年度 改正の必要性の有無に係る意見書

特定最低賃金名	大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業 最低賃金
労・使 側	

1 大阪府における特定最低賃金の改正の必要性の有無に係る意見をお聞かせください。 本年度においても、特定最低賃金の改正の必要性はないと考える。

昨年の地域別最低賃金の引上げ額は、過去最大である 50 円 (大阪府では引上げ率 4.6%) となり、それに対応する形で、2025 年春季の労使交渉でも、中小企業製造業における賃金アップ率が加重平均 4.51% (2024 年は 4.12%) となった (本年 6 月 20 日 経団連公表)。今年度の最低賃金審議会でも、地域別最低賃金の引上げ額の目安が昨年を上回る 60 円以上となる見通しである。加えて、原材料価格の高騰や世界経済の先行きが不透明であることから、本業種の特定最賃賃金の設定は困難であると言わざるをえない。

- 2 上記1の判断をされた理由(根拠)を以下の項目ごとにお示しください。また、データ等を引用する際は、その引用元となる資料名及びその該当箇所を明示してください。① 産業の実態[経営実績、支払能力等]
- 2024 年度の銅電線出荷数量は59 万5千トン(電線工業会発表)と、前年より3.9%下回った。 これは、61 万8 千トンを記録した約50 年前の1974 年度を下回る、統計開始以来最低水準である。それでも、電線各社は、このような出荷実績の中で、コストカットや価格転嫁の努力により業績を維持している状況である。2025 年度の出荷数量見通しも59 万3千トン(電線工業会発表)と、増加が見込めない状況であることから、引き続き、持続的・安定的な収益体質への転換が急務となっていることに変わりはない。

また、収益の柱を海外に依存している会社も多く、世界経済の影響を大きく受ける。 2025 年度は、世界的な財需要の低迷を背景に、欧州などの先進国や中国では設備投資の伸び悩み

が見られる。さらに、米国の関税措置の影響による金融資本市場の急激な変動の影響が不安視されている。このように、世界経済には多くの下振れリスクを抱えており、「先行きは不透明で、極めて不確実性が高い」と言わざるをえない状況にある。経営資源に余裕のない中堅・中小の各社記述年月日:令和 7年 8月 5日

は更なる合理化努力を必要とすることは明らかである。

② 賃金の実態〔一般賃金の改定状況(額・率)等〕

2025 年春季交渉については、電線メーカーにおいては、足元の物価上昇の影響もあり、各社例 年水準以上の賃上げを実施し、全電線に加盟する労働組合での単純平均による賃上げ実績は 14,420 円となった。しかしながら、足下、予断の許されない経営環境にあって、特に中堅・中小 においては、さらなる賃金改訂の原資確保が経営を大きく圧迫することになるものと判断される。

③ 生活の実態〔物価、標準生活費等〕

2025 年6月分の全国の消費者物価指数の総合指数は、2020 年を100 として111.7で、前年同月比は3.3%の上昇となっている。前年と同水準で地域別最低賃金改定が行われた場合でも、上昇率の範囲内である。また、消費面においても、米国の関税措置の影響による不確定要素が多い。

④ その他

特に無し。

3 その他

特に無し。

○ 記述責任者(意見の出所を明らかにしてください。)

氏 名 タツタ電線株式会社 総務人事部 堀 明寛

記述年月日:令和 7年 8月 5日

## 令和7年度 改正の必要性の有無に係る意見書

特定最低賃金名	非鉄金属業・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業 最低賃金
使 側	

1 大阪府における特定最低賃金の改正の必要性の有無に係る意見をお聞かせください。

2025 年春季の労使交渉結果は、中小企業製造業における鉄鋼・非鉄金属の賃金アップ率は加重平均で5.79%(2024年5.06%)であった(本年6月20日経団連公表)。
一方、2024年の平均消費者物価は、前年比2.7%(2023年3.2%)の上昇であった(本年1月24日総務省公表)。これは、物価上昇を上回る賃金の増加が図られており、その傾向は継続していると捉えられる。中小企業の多くは厳しい経営状況の中、精一杯の賃上げを実施している。大手企業との格差が広がらないよう、業績の改善が見られないものの賃上げを実施した中小企業も多く、最大限の努力を行っているが、同じ伸び率を選択するにはハードルが高過ぎる。人材確保のため賃上げはせざるを得ないが、先行きが不透明な中での賃上げには不安を感じている。また、企業各社で人事・賃金制度が異なり、様々な手当を分散支給する企業もあれば、原資を基本給に集約している企業もある中、賃金と言っても同じ基準では語れない。それは業界にもよるところである。他方、昨年の大阪府の最低賃金は、50円増加した1,114円となったが、本年度の目安を63円増の1,177円が示されたところである。労働者の観点で捉えれば、最低賃金がセーフティーネットの役割を果たしており、これを更に上回る特定最低賃金の設定は不要であり、改正の必要性はないと考える。

- 2 上記1の判断をされた理由(根拠)を以下の項目ごとにお示しください。また、データ等を引用する際は、その引用元となる資料名及びその該当箇所を明示してください。
  - ① 産業の実態〔経営実績、支払能力等〕

2025年上半期のアルミ圧延品は、生産は3年連続でマイナス、出荷は4年連続でマイナスとなった。板は「自動車」向けは自動車パネル採用車種の販売、新規採用が伸び悩

んだことなどにより減少、「缶材」は4月のビール値上げによる消費者の消費意欲減退や、缶材の軽量化などにより出荷が減少した。昨年好調だった半導体製造装置向けの厚板を含む「その他」は、市中在庫の積み上がりや、米国関税動向に対する警戒から投資抑制が発生するなどし、出荷が減少した。押出は「自動車」はほぼ前年並みとなる一方で「建設向け」は資材高騰や現場の人手不足による工期の延期や建設計画の見直し、一戸あたりのアルミ使用量が減少しているなどの構造要因により減少した。箔は、「電気機械器具」のコンデンサーは期間を通して緩やかな回復が継続、リチウムイオン電池向けは前年が低かった反動によりプラスとなった(日本アルミニウム協会)。

- ② 賃金の実態 [一般賃金の改定状況 (額・率)等] 上記のため割愛します。
- ③ 生活の実態 [物価、標準生活費等] 上記のため割愛します。
- ④ その他特になし。

3 その他

昨年も主張した通り、本業種別の特定最低賃金の仕組みはもはや役割を終えたと思われるため、廃止を検討する時期に来ているものと考える。

## ○ 記述責任者

 氏 名
 堺アルミ株式会社
 甲斐英昭

 記述年月日:令和7年8月10日

# 令和6年度大阪府内の最低賃量

	時間額(発効年月日)	適用の範囲
大阪府最低賃金	1,114円 (令和6年10月1日)	大阪府内の事業場で働くすべての労働者とその使用者
杜中县瓜赁入州名		ウロゼ <b>い</b> は ナセフナ
特定最低賃金件名 塗料製造業	時間額(発効年月日) <b>1,120円</b> (令和6年12月1日)	適用が除外される方 次の業務に主として従事する方 (1)ラベルはりの業務 (2)手作業による空き缶及びふたの取り そろえ並びに充てんラインへの送給、 包装、箱詰め、袋詰め、こん包又は 18リットル缶未満の充てん製品運搬 の業務
鉄 鋼 業	1,120円 (令和6年12月1日)	(1)18歳未満又は65歳 以上の方
はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業業、業務用機械器具製造業業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船舶用機関製造業	1,127円 (令和6年12月1日)	(2)雇入れ後3月未満の 技能習得中の方
電子部品・デバイス・電子回路、電 気 機 械 器 具 、情報通信機械器具製造業	1,127円 (令和6年12月1日)	(3)清掃又は片付けの 業務に主として 従事する方 (1)手作業による包装又は袋詰めの業務 (2)部品の組立て又は加工の業務のうち、 手工具又は小型動力工具を使用して 行う組線、取付け、かしめ、巻線若しく は刻印の業務
自動車・同附属品製造業	1,119円 (令和6年12月1日)	
非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業	1,114円 大阪府最低賃金 (令和6年10月1日)	備 考 (注) 地域別最低賃金と特定最低賃金
自動車小売業	<b>1,114円</b> 大阪府最低賃金 (令和6年10月1日)	の両方の適用を受ける場合には、 高い方の最低賃金が適用されます。

## 賃金引上げをご検討の事業主の皆様へ 支援制度のご案内

- ①中小企業・小規模事業者の状況に応じた専門家による無料相談
- ②業務改善助成金・キャリアアップ助成金など、賃上げに伴う助成金
- ③他省庁が行う、賃上げに伴う補助金、税制控除、融資の支援策

詳しくは裏面を ご覧ください



# Check!

# 賃金引上げ・就業環境整備をご検討の事業主の皆様へ

## 1 社労士等の労務管理の専門家が会社の「働き方改革」や賃金引上げを 無料で支援します!

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターでは、中小企業事業主からの賃金引上げに向けた労務管理に関する相談に対して、労務管理等の専門家による窓口等での相談、企業への訪問相談を行います。

## 詳しくは、**大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター**

大阪市北区天満2-1-30 大阪府社会保険労務士会館5階 **TEL:0120-068-116** 受付:平日9:00~17:00(水曜日のみ18:00まで) Email:hatarakikata@sr-osaka.jp



## 2 賃金引上げを支援する制度

## ◆業務改善助成金 ※中小企業向け

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を一定額以上引上げ、生産性向上に資する 設備投資等を行う中小企業者等に、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。

詳しくは、**業務改善助成金コールセンター TEL:0120-366-440** 



## ◆キャリアアップ助成金 ※中小企業以外も利用可能

有期雇用労働者等非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進 するため賃金引上げ等の処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

### 社会保険適用時処遇改善コース!

いわゆる年収「106万円の壁」により労働者の手取り収入が減少するために就業調整が行われるケースがあることから、社会保険適用後も手取り収入が減少しないよう、事業主が労働者の収入を増加させる取組を行う場合の助成金になります。



どの支援が合うか迷ったら、 『大阪働き方改革推進支援・賃金

相談センター』に相談してみてね!

詳しくは、**大阪労働局職業安定部 雇用保険課 助成金センター** 大阪市中央区常盤町1-3-8 中央大通FNビル9階 **TEL:06-7669-8900** 

## ◆その他の賃金引上げ支援制度 <u>※中小企業向け</u>

### (1)中小企業向け賃上げ促進税制

青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たしたうえで 賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額(又は所得税額) から控除できる制度です。

詳しくは、中小企業税制サポートセンター TEL:03-6281-9821



## (2)企業活力強化貸付(働き方改革推進支援資金)

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げに取り組む中小企業者等に対し、設備資金や運転資金を2億7千万円までは特別利率で融資します。 詳しくは、**日本政策金融公庫 TEL:0120-154-505** 

### (3)中小企業省力化投資補助金

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするため、IoT・ロボット等の人手 不足解消に効果がある汎用製品の導入を支援します。

詳しくは、中小企業省力化投資補助事業コールセンター TEL:0570-099-660

## (4) IT導入補助金

業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策のためのITツール等の導入を支援します。 詳しくは、**サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター:0570-666-376** 







## ◆賃金引き上げ特設ページ公開中!

賃金引き上げを実施した企業の取り組み事例や賃金引き上げに向けた政府の 支援策など賃金引き上げのために参考となる情報を掲載しています。





令和7年6月6日(金)午後2時

### 連絡先

大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課 地域労政グループ 塩崎・立石

▽直 通 06-6946-2606

# 令和7年 春季賃上げ要求・妥結状況

# 最終報

【集計組合数:509組合(加重平均)】

【調査時点:5月26日現在】

- □ 妥 結 額 15,948円(前年:14,578円)
- □ 賃上げ率 5.11%(前年:4.82%)

## 【調査結果の特徴点】

- ■全体平均では、妥結額、賃上げ率ともに加重平均による集計を開始した平成5年以降 最高となり、妥結額は 16,000 円に迫る水準、賃上げ率は5%を超える水準となっている。
- ■企業規模別では、「300~999 人」「1,000 人以上」の規模において妥結額が 15,000 円 を、賃上げ率が5%を超えている。
- ■産業別の妥結額は、製造業が非製造業より高くなっている。
- ■大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課は、今年の府内労働組合の春季賃上げの妥結状況等をまとめました。
- ■本集計は、定期昇給及びベースアップ(またはこれらに相当する賃上げ額)の合計額を記載しています。
- ■6月中旬に本調査の詳細分析(同一の組合による対前年比較)を当課ホームページに掲載します。 併せてご参照ください。
  - ◆大阪府労働環境課 ホームページ 調査資料一覧

https://www.pref.osaka.lg.jp/sogorodo/chousa/ ※右のQRコードからもご覧いただけます。



## 本調査の調査対象・集計方法

■本調査は、府内に所在する約 1,700 組合を調査対象として実施し、5月26日までに妥結額が把握できた668組合のうち、平均賃金額、組合員数が明らかな509組合(163,943 人)について集計(加重平均・組合員一人あたり平均)しました。

#### 【集計方法について】

加重平均は以下の方法で算出しています。

加重平均=(各組合の妥結額×各組合の組合員数)の合計/各組合の組合員数の合計

## 経済的背景と要求・交渉経過

### (1)経済的背景と労使交渉等の動向

#### 〈政府の動向〉

・石破総理は、令和7年年頭の記者会見において、「賃上げと投資が牽引する成長型経済を実現する」として、「今年の春季労使交渉においても大幅な賃上げを行うことへの協力を要請した。最低賃金を2020年代に全国平均1,500円に引き上げるという高い目標の実現に向け、国としても最大限の対応策を講じていく」と述べました。また、「デフレ経済の下、我が国企業の配当や海外投資は増える一方、国内投資や賃金は伸び悩んできた。企業が未来に向けた成長投資に更に踏み込む新たな環境整備を進めていく。投資が賃上げにつながり、消費に結びつくという好循環を実現するためには、社会保障制度の安心の確保は不可欠であり、手取り増を求める声に応え、制度の持続可能性を維持・強化することが重要」と述べました。

## 〈労使の動向〉

- ・連合の芳野会長は、令和6年11月28日に公表した「2025 春季生活闘争方針」をふまえ、「この数年、確実に賃上げが続いてきたことは、低空飛行から抜け出すチャンスであり、それを巡航軌道に乗せることで、再び豊かさを実感できる社会へと動き出すことに繋がるものと確信をしている」とし、加えて、「その動きは、一部の層、一部の人たちだけのものであってはならない。全員揃って豊かにならないと、国は決して繁栄しない。このことをしっかりと胸に刻んで、『みんなでつくろう! 賃上げがあたりまえの社会』というスローガンのもと闘い抜こう」と述べました。
- ・日本経団連の十倉会長は、令和7年1月7日の経済三団体共催 2025 年新年祝賀パーティー後の共同会見において、「2023 年は高水準の賃金引上げモメンタム「起点」の年、2024 年はそれが大きく「加速」した年となった。2025 年はこの流れを「定着」させる年にしたい」とし、さらに「重要なことは働き手の約7割を雇用する中小企業と、約4割を占める有期雇用等労働者の賃金引上げ・処遇改善である。中小企業の賃金引上げには、適正な価格転嫁を進めることが不可欠。労務費を含む適正な価格転嫁が重要という認識や「良い製品・良いサービスには相応の価値が付く」ことをソーシャルノルム(社会的規範)として浸透させていく必要がある」と述べました。その上で、春季労使交渉に向けては、「昨今の物価上昇に鑑み、ベースアップを念頭に置いた賃金引上げの実施を広く呼びかけていく方針である。「成長と分配の好循環」の重要なパーツである賃金引上げに、今年もしっかり取り組んでいく」と決意を示しました。

#### 〈経済的背景〉

・内閣府は、令和7年1月 23 日に公表した月例経済報告において、「景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している」とし、また、先行きについては、「雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、アメリカの政策動向、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある」などの判断を示しました。

#### 〈交渉経過〉

・こうした政労使の動向や経済的背景のもと、金属労協(JCM)を構成する産業別労働組合傘下の組合では、2月中旬までに要求書を提出、3月12日の集中回答日に向けて大手組合を中心に回答の引き出しが進められました。その後、中堅・中小組合においても交渉が本格化し、現在も交渉が継続されています。

#### 労働側

- ○連合「連合白書(2025 春季生活闘争の方針と課題)」(令和6年12月)
- ・「未来づくり春闘」を掲げたこの3年間の取り組みの結果、「人への投資」は 企業にとっても国の政策にとっても中心的な課題と位置づけられるようになり 長きにわたるデフレの経験によって定着した、物価や賃金が上がりにくいことを 前提とした考え方や慣行にも変化が生じつつある。
- ・この3年間、名目賃金は伸びたものの、物価高によって実質賃金は低下し、 日本の賃金の相対的地位も低いままである。日本の実質賃金をわが国全体 の生産性の伸びに応じて継続的に引き上げ、中期的には生産性自体を引き 上げることでスピードアップをはかる必要がある。
- ・経済を巡航軌道に乗せていくには、物価を上回る賃上げが持続することが必要であるとの結果が示されている。低所得層ほど物価上昇の影響が強く、生活がより苦しくなっており、マクロの個人消費低迷の大きな要因となっている。企業規模間、雇用形態間、男女間の賃金格差是正を進めるとともに、中期的に分厚い中間層の復活と働く貧困層の解消をめざす必要がある。
- ・月例賃金は、最も基本的な労働条件であり、社会的な水準を考慮して決める必要がある。所定内賃金で生活できる水準を確保するとともに「働きの価値に見合った水準」に引き上げることをめざす必要がある。
- ・賃上げを継続し、改善幅を拡大していくには、生産性の向上も重要であり、「人への投資」「未来への投資」をこれまで以上に強化していく必要がある。 〈具体的な要求指標〉
- ・賃上げ分3%以上、定昇相当分(賃金カーブ維持相当分)を含め5%以上
- ・中小労組などは格差是正分1%以上を加え18,000円以上、6%以上を目安。
- ・雇用形態間格差是正の観点から経験5年相当で時給1,400円以上をめ ざす。
- ・企業内すべての労働者を対象に時給 1,250 円以上で締結。
- ○全労連·国民春闘共闘委員会「25国民春闘方針」 (令和7年1月)

〈基本的な考え方〉

- ·2024年8月消費者物価指数は、4年前の109.1%、前年比3.0%増、 食品、電気代、日常消耗品費は4年前の1.2倍。
- ・大企業の賃上げは、非正規労働者への置き換え、ジョブ型賃金等による成果、能力に基づく支払いや一時金による調整などが巧みに組み合わされ総額 人件費は減少。大企業が賃上げのけん引役などに全くなっていない。
- ・大企業・投資家・富福層の富は増大し続けている。法人企業統計によると 内部留保は **539.3** 兆円と過去最大を更新。 **2012** 年と比べると **200** 兆 円以上も増加している。
- ・中小企業での大幅賃上げ・底上げの実現のため、中小企業の経営者に賃上げの決断をさせ、政府や自治体に、賃上げの直接支援策、とりわけ労務費の価格転嫁が適正に行われるよう規制を強めさせることが重要。 〈具体的な要求指標〉
- ・賃上げ:月32,000円以上、時給200円以上(10%以上)
- ·企業内·産業内最低賃金:月225,000 円以上、時給1,500 円以上

#### 経営側

- ○経団連「2025 年版経営労働政策特別委員会 報告」(令和7年1月)
- 〈連合「2025 春季生活闘争方針」への見解〉
- ・連合は、「未来づくり春闘」を掲げた上で、2025 闘争を「動き始めた賃金、経済、物価を安定した巡航軌道に乗せる年」と位置付け、新しいステージの定着に向けて取り組むことと、賃金と物価の好循環実現のカギとして、「賃上げの広がりと格差是正」「適切な価格転嫁・適正取引の徹底、製品・サービスと労働の価値を高め認め合う取引慣行の醸成」を挙げている。連合が方針で示す問題意識や認識の多くは経団連と共通。
- ・また、2024 闘争方針で掲げた要求水準を維持した点は、2025 年を賃金引上げの力強いモメンタム「定着」の年にしたいとの経団連の方向性と一致し、労働運動としても一定程度理解。
- ・中小組合に対する取組みを強化したことも、働き手の7割を雇用する中小企業における構造的な賃金引上げの実現が不可欠とする経団連の考えと合致。 労務費を含む適正な価格転嫁に向けた環境整備が必要との課題認識も共通。
- 一方で「18,000 円・6 %以上」とする中小組合の要求水準は、目安かつ労働運動であることを考慮しても極めて高い水準といわざるを得ない。

#### 〈基本的な考え方〉

- ・2023 年以降「デフレからの完全脱却」と「構造的な賃金引上げ」の実現に向け、近年にない高い熱量と決意を持って、賃金引上げのモメンタムの維持・強化に取り組んでいる。各企業には「賃金・処遇決定の大原則」に則った積極的な検討と実行を求める。
- ・「賃金引上げ」の検討にあたっては、月例賃金 (基本給)や初任給、諸手当、賞与・一時金 (ボーナス)など多様な方法・選択肢について、 企業労使で真摯な議論を重ね、自社にとって適切 な方法を見出し実行することが必要。
- ・労使は、「闘争」関係ではなく、未来を「協創」する 関係を目指していくとの決意を表明し、この強い想 いは **2025** 年の春季労使交渉・協議においても 共通認識とすべき。
- ・「人への投資」を実行・加速し「構造的な賃金引上げ」と「デフレからの完全脱却」を実現して、わが国社会の明るい未来を協創する「未来協創型」の労使関係の構築・確立に尽力した年と位置付けられるよう、これまで以上に「社会性の視座」に立った建設的な労使交渉・協議を働きかけていく。

## 調査結果の概要

## (1)妥結額·賃上げ率の推移【P5「妥結額·賃上げ率の年次推移」参照】

全体平均では、妥結額 15,948 円(前年:14,578 円)、賃上げ率 5.11%(前年:4.82%)となり、加重平均による集計を開始した平成5年以降過去最高となり、賃上げ率は5%を超える水準となりました。

## (2)企業規模別の妥結状況 【P6「企業規模別の妥結状況」参照】

企業規模別の妥結額をみると、

「299人以下」が、11,349円(対前年比:432円増、4.0%増)

「300から999人」が、15,651円(対前年比:1,337円増、9.3%増)

「1,000人以上」が、16,486円(対前年比:1,469円増、9.8%増)

となり、全ての規模で前年より増加しました。

## (3)産業別の妥結状況【P7「産業別の妥結状況」参照】

産業別(大分類)の妥結額は、製造業の妥結額平均が 18,016 円、非製造業の妥結額平均が 13,706 円となり、 製造業が非製造業より高くなっています。

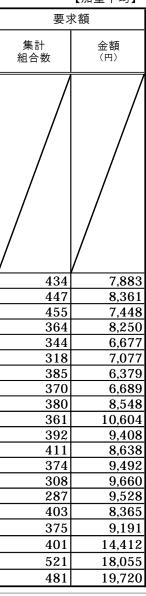
なお、全体平均(15,948 円)と比べて妥結額が高かった業種(集計対象組合が 10 組合以上)は、「輸送用機械器具(21,343 円)」、「機械器具(20,462 円)」、「非鉄金属(18,713 円)」等となりました。

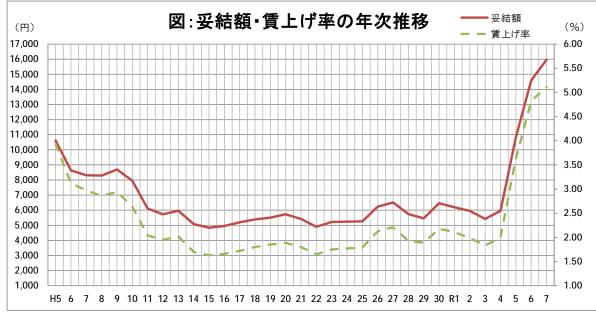
一方、低かった業種(集計対象組合が10組合以上)は、「情報通信業(10,838円)」、「卸売・小売業(12,763円)」、「電気機械器具(14,220円)」等となりました。

## ■妥結額・賃上げ率の年次推移

## 【加重平均】

		<del>妥</del> 約	吉額	賃上	げ率
年	集計 組合数	金額 (円)	前年との差 (円)	賃上げ率 (%)	前年との差 (ポイント)
Н5	585	10,614	_	3.93	_
6	554	8,632	<b>▲</b> 1,982	3.12	<b>▲</b> 0.81
7	450	8,316	<b>▲</b> 316	2.97	<b>▲</b> 0.15
8	492	8,289	<b>▲</b> 27	2.86	<b>▲</b> 0.11
9	453	8,691	402	2.94	0.08
10	391	7,952	<b>▲</b> 739	2.64	<b>▲</b> 0.30
11	453	6,115	<b>▲</b> 1,837	2.04	<b>▲</b> 0.60
12	798	5,733	▲ 382	1.95	▲ 0.09
13	669	5,957	224	2.02	0.07
14	473	5,086	<b>▲</b> 871	1.70	<b>▲</b> 0.32
15	473	4,836	<b>▲</b> 250	1.63	<b>▲</b> 0.07
16	446	4,961	125	1.66	0.03
17	476	5,198	237	1.72	0.06
18	503	5,388	190	1.80	0.08
19	522	5,503	115	1.85	0.05
20	505	5,739	236	1.89	0.04
21	391	5,426	<b>▲</b> 313	1.80	▲ 0.09
22	397	4,903	<b>▲</b> 523	1.65	<b>▲</b> 0.15
23	363	5,221	318	1.75	0.10
24	417	5,239	18	1.77	0.02
25	409	5,265	26	1.79	0.02
26	395	6,239	974	2.13	0.34
27	400	6,513	274	2.21	0.08
28	417	5,743	<b>▲</b> 770	1.93	▲ 0.28
29	468	5,465	<b>▲</b> 278	1.89	▲ 0.04
30	394	6,463	998	2.18	0.29
R1	337	6,201	<b>▲</b> 262	2.11	▲ 0.07
2	305	5,950	<b>▲</b> 251	1.99	▲ 0.12
3	416	5,422	▲ 528	1.83	▲ 0.16
4	391	5,967	545	2.00	0.17
5	419	10,792	4,825	3.62	1.62
6	554	14,578	3,786	4.82	1.20
7	509	15,948	1,370	5.11	0.29





※加重平均集計は平成5年より開始しました。 ※要求額は、その年の最終報時点で要求額・組合員数・平均賃金額が把握できた組合の集計結果であり、加重平均による 集計を開始した平成18年より記載しています。

令和7年は、509組合の集計結果を表しています。

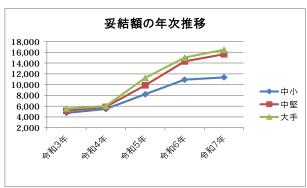
## ■企業規模別の妥結状況

	業規模 業員数)	集計組合数	平均賃金額 (円)	妥結額(円)	賃上げ率 (%)	
	29人以下	26	305,463	7,152	2.34	
299人 以下の 内訳	下の 30~99人 89		275,829	9,757	3.54	
134	100~299人		281,516	11,851	4.21	
299	9人以下	235	280,946	11,349	4.04	
300-	300~999人		297,207	15,651	5.27	
1,000人以上		163	318,089	16,486	5.18	
糸	総平均		311,876	15,948	5.11	

## ■企業規模別 妥結額・賃上げ率の年次推移

【加重平均】

		令和	3年	令和4年		令和	5年	令和	16年	令和	17年
		妥結額 (円)	賃上げ率 (月)								
	29人以下	5,246	1.89	4,486	1.52	8,179	2.75	8,107	2.90	7,152	2.34
299人 以下の 内訳	30~99人	4,132	1.63	5,377	2.08	7,537	2.94	9,465	3.59	9,757	3.54
	100~299人	4,921	1.82	5,529	2.03	8,416	3.10	11,311	4.13	11,851	4.21
299	人以下	4,760	1.78	5,476	2.04	8,213	3.06	10,917	4.01	11,349	4.04
300	~999人	5,148	1.80	5,867	2.08	9,883	3.48	14,314	4.95	15,651	5.27
1,00	0人以上	5,546	1.84	6,026	1.98	11,241	3.70	15,017	4.88	16,486	5.18





※各年の妥結額は、その年の最終報時点で、妥結額・組合員数・平均賃金額が把握できた組合の加重平均を表したものです。

## ■産業別の妥結状況

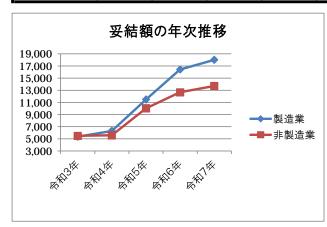
(集計組合数:509組合)【加重平均】

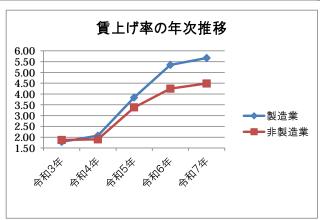
		集計					- 1	【参考】
	産業	組合数	妥結人数	平均賃金	妥結額	賃上げ率		
	生 <del>未</del>	(組合)	(人)	(円)	(円)	(%)		要求額 (円)
	A + 114 = 1							
	全産業計 	509	163,943	311,876	15,948	5.11		19,720
	製造業平均	342	85,264	317,768	18,016	5.67		20,523
	食料品・たばこ	29	4,277	317,861	16,805	5.29		17,936
	繊維、衣服	25	4,690	320,168	16,556	5.17		18,667
	木材、家具·装備品	4	865	296,182	17,576	5.93		20,489
	パルプ・紙・紙加工品	7	603	310,796	17,552	5.65		19,241
		7	2,336	287,802	11,339	3.94		20,946
	化学	47	6,486	346,140	16,846	4.87		20,895
	石油·石炭製品	2	340	309,688	18,848	6.09		18,883
<b>4</b> 11	プラスチック製品	3	536	273,337	6,038	2.21		14,828
製	ゴム、皮革製品	2	117	229,075	13,436	5.87		10,297
造	二二、次十名品 窯業·土石製品	3	278	251,672	8,898	3.54		12,139
業	鉄鋼	37		306,471	18,268	5.96		
	非鉄金属		7,984	·	-			20,684
		18	4,723	333,086	18,713	5.62		20,173
	金属製品	48	10,068	277,395	15,558	5.61		18,838
	機械器具	73	24,501	333,398	20,462	6.14		22,619
	電子部品・デバイス	1	10	296,116	7,400	2.50		7,600
	電気機械器具	10	2,591	295,584	14,220	4.81		18,292
	情報通信機械器具	1	10	324,118	15,400	4.75		23,400
	輸送用機械器具	17	12,219	324,712	21,343	6.57		21,890
	その他の製造	8	2,630	305,083	8,099	2.65		12,438
	非製造業平均	167	78,679	305,491	13,706	4.49		18,600
	農林水産業							
	鉱業·採石·砂利							
	建設業	12	4,609	316,638	14,849	4.69		20,782
	電気・ガス・熱供給・水道業							
	情報通信業	17	1,281	312,741	10,838	3.47		15,888
	うち、通信・放送	1	398	252,722	18,500	7.32		21,000
	うち、情報サービス	2	25	390,257	10,860	2.78		17,127
1	うち、情報制作(出版等)	14			7,283			13,481
1	運輸業·郵便業	56	31,446		14,359			19,016
	うち、私鉄・バス等 うち、道路貨物輸送	18 18	23,488 5,043	305,706 319,953	15,020 10,516			20,402 15,505
非	うち、郵便業	10	0,010	010,000	10,010	0.20		10,000
制	うち、その他	20	2,915	258,909	15,674	6.05		20,781
製造業	卸売·小売業	50	32,584	310,699	12,763	4.11		17,842
<del>型</del>	金融 保険業、不動産、物品賃貸業	3	807	310,288	18,713	6.03		20,443
*	うち、金融・保険業	1	9	395,000	24,490	6.20		27,650
1	うち、不動産業	2	798	309,333	18,648	6.03		20,361
1	□   うち、物品賃貸業 学術研究、専門・技術サービス業	2	57	241,389	10,976	4.55		20,500
1	飲食店、宿泊業	4	910	270,939	16,699	6.16		17,144
1	生活関連サービス業、娯楽業	3	38	292,058	11,964	4.10		16,202
	医療、福祉、教育、学習支援業	5	315	283,614	8,351	2.94		30,857
1	うち、教育・学習支援業	3	97	240,238	8,894	3.70		17,588
1	うち、医療・福祉	2	218	302,914	8,110			36,761
1	複合サービス事業、サービス業	15	6,632	285,300	14,271	5.00		19,660
1	うち、複合サービス事業	5	3,769	243,364	13,322	5.47		18,896
1	うち、自動車整備・機械修理	1	74	206,445	10,000	4.84		18,575
1	うち、賃貸・広告業 うち、その他	1 8	202 2,587	320,837 345,877	21,738 15,194			21,738 20,642
	フラ、ビジル	0	۵,567	343,077	13,134	4.39	ı	۵0,042

<sup>※</sup>集計数が少ない業種については、平均額の精度が十分に確保できないとみられることから、結果の利用に当たっては御留意ください。 ※要求額は、最終報時点で要求額・組合員数・平均賃金額が明らかな481組合の集計結果を表しています。

## ■産業別 妥結額・賃上げ率の年次推移

	令和3年		令和4年		令和5年		令和6年		令和7年	
	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)								
製造業	5,341	1.78	6,307	2.07	11,475	3.84	16,419	5.35	18,016	5.67
非製造業	5,493	1.87	5,582	1.90	10,029	3.38	12,663	4.25	13,706	4.49





※各年の妥結額は、その年の最終報時点で、妥結額・組合員数・平均賃金額が把握できた組合の加重平均を表したものです。

## ■参考 単純平均の結果一覧(発表時期別 要求·回答·妥結状況)

	令和7年	要	求	□	答	妥	結
	発表日	令和7年	令和6年	令和7年	令和6年	令和7年	令和6年
第1報	3月31日	626組合	611組合	203組合	206組合	105組合	117組合
<b>另「</b> 報	3月31日	24, 567円	21, 435円	14, 571円	14, 231円	16, 177円	16, 817円
第2報	4月21日	733組合	743組合	511組合	472組合	366組合	326組合
<b>第</b> 乙報	4万21口	23, 753円	21, 244円	12, 433円	11, 469円	14, 552円	13, 623円
第3報	5月16日	760組合	779組合	597組合	576組合	471組合	440組合
あり報	3万10日	23, 543円	21, 106円	12, 375円	12, 056円	13, 760円	13, 726円
最終報	6月6日	782組合	804組合	671組合	683組合	668組合	678組合
取形制	0/10/1	23, 319円	20, 950円	12, 314円	12, 034円	12, 356円	12, 095円

<sup>※</sup>本表では、組合員数や平均賃金額が把握できたか否かを問わず、要求額・回答額・妥結額のすべてもしくはいずれかが把握できた 組合をすべて集計対象としています。

## ■参考 年間一時金・夏季一時金の回答・妥結状況(最終報時点)

区分	集計組合数	内容	回答・妥結額
回答	125組合	年間一時金	1, 463, 225円
妥結	281組合	夏季一時金	713, 740円

<sup>※</sup>本集計は、春闘時に合わせて年間一時金または夏季一時金の交渉を実施している組合において単純平均し集計したものです。 ※夏季一時金の調査結果については、6月中旬以降に順次、発表します。

令和7年6月12日(木)午後2時

連絡先

大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課 地域労政グループ 塩崎・立石

▽直 通 06-6946-2606

# 令和7年 春季賃上げ妥結状況

# 詳細分析報告

# 【同一の組合による対前年比較】

(調査時点:5月26日現在)

(加重平均(組合員1人あたり平均))

## 【全体結果】(表1)

項目	令和7年	令和6年	対前年比
妥結額	16, 056円	14, 729円	1, 327円増 (9. 0%増)
賃上げ率	5. 14%	4. 83%	0. 31ポイント増

【注】最終報(6月6日公表)の509組合(妥結額15,948円:賃上げ率5.11%)のうち今年、前年の 妥結額が把握できた466組合による比較

## 【主な特徴点】

- ■妥結額、賃上げ率ともに前年を上回っている。
- ■すべての企業規模で前年を上回っている。
- ■産業別では、製造業、非製造業ともに前年を上回っている。

また、製造業では8割弱の業種で、非製造業では8割の業種でプラス傾向となっている。

- ○大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課は、今年の府内労働組合の春季賃上げの妥結状況について、 前年からの妥結額等の動きを詳細に把握するため、5月 26 日までに「妥結額」、「組合員数」、「平均賃金 額」が把握できた509組合のうち、前年の妥結額についても把握できた466組合(今年、昨年の同一の組 合)について、対前年比較及び詳細な分析を行いました。
- ○詳細な分析結果については次ページ以降をご覧ください。

## 調査結果の詳細分析 【集計組合数:466組合】

## (1)妥結額の状況【1ページ・表1 参照】

本年調査では、妥結額16,056円(前年:14,729円)が、対前年比1,327円増・9.0%増となり、前年を上回る 結果となりました。

## (2)企業規模(従業員数)別の妥結状況 【下の表2 参照】

企業規模別の妥結額における対前年比較では、

「299 人以下」が、対前年比 722 円増・6.6%増(令和7年:11,610 円 令和6年:10,888 円) 「300 から 999 人」が、対前年比 1,778 円増・12.5%増(令和7年:16,042 円 令和6年:14,264 円) 「1,000 人以上」が、対前年比 1,303 円増・8.6%増(令和7年:16,479 円 令和6年:15,176 円) となりました。

### (表2)企業規模別妥結状況

企	業規模	集計組合数	<del>妥</del> 約 (P		対前年比		
(従業員数)		(組合)	令和7年	令和6年	金額(円)	増減率(%)	増減傾向 (※)
000 1	29人以下	20	8,445	6,865	1,580	23.0	
299人 以下の 内訳	30~99人	80	10,312	9,290	1,022	11.0	
7.34.	100~299人		11,965	11,327	638	5.6	
299人以下		212	11,610	10,888	722	6.6	$\leq$
300~999人		97	16,042	14,264	1,778	12.5	$\langle \rangle$
1,000人以上		157	16,479	15,176	1,303	8.6	$\leq$
全体加重平均		466	16,056	14,729	1,327	9.0	
全体単純	屯平均(参考)	400	13,577	12,874	703	5.5	

<sup>※</sup> 増減傾向は、5%以上の増減率を太矢印、1%以上5%未満の増減率を細矢印、1%未満の増減率を横矢印で示しています。

## (3)産業別の妥結状況 【4,5ページ・表4-(1),(2) 参照】

産業別(大分類)における対前年比較では、製造業が 18,271 円(対前年比 1,486 円増、8.9%増)、 非製造業が 13,737 円(対前年比 1,161 円増、9.2%増)となりました。

製造業では、19業種のうち15業種でプラス傾向となりました。

非製造業では、10業種のうち8業種でプラス傾向となりました。

なお、集計組合数が10組合以上あった業種のうち、前年に比べ増減率の高い業種は下記表のとおりです。

## (表3) 前年に比べ増減率の大きい上位3業種と下位2業種

	集計	組合	妥約	洁額		対前年比		- /5.1
	組合数	員数	令和7年 (円)	令和6年	金額	増減率 (%)	増減傾向	コメント 【主な特徴点など】
輸送用機械器具	15			10,811	11,102		$\sum$	全体の8割にあたる組合が前年よりプラス妥結しており、同業種が好調であると考えられる。また、組合員数の多い大手・中堅組合の一部が大幅なプラスで妥結していることが、全体の平均額を押し上げている。
運輸業·郵便業	51	31,205	14,391	11,536	2,855	24.7	$\sum$	全体の6割強にあたる組合が前年よりプラス妥結しており、同業種が概ね好調であると考えられる。また、組合員数の多い大手・中堅組合の一部が大幅なプラスで妥結していることが、全体の平均額を押し上げている。
情報通信業	17	1,281	10,838	9,344	1,494	16.0	$\bigwedge$	全体の8割弱にあたる組合が前年よりプラス妥結しており、同業種が概ね好調であると考えられる。また、組合員数の多い中堅組合の一部が大幅なプラスで妥結していることが、全体の平均額を押し上げている。
鉄鋼	36	7,983	18,269	24,907	<b>▲</b> 6,638	<b>▲</b> 26.7		全体の5割強にあたる組合が前年よりマイナス妥結しており、全体としてもマイナスとなっているが、妥結額の平均は製造業全体とほぼ同水準であり、同業種が不調とまでは評価し難い。
卸売·小売業	42	32,279	12,842	13,464	▲622	<b>▲</b> 4.6		全体の6割にあたる組合が前年よりプラス妥結しており、同業種が概ね好調であると考えられる。なお、組合員数の多い大手組合の一部が大幅なマイナスで妥結していることが、全体平均を押し下げ、結果として前年比マイナスとなっている。

<sup>※</sup> 増減傾向は、5%以上の増減率を太矢印、1%以上5%未満の増減率を細矢印で示しています。

(表4-(1)) 産業別の妥結状況(製造業) 【加重平均】

	集計 組合 妥結額 対前年比						
	組合数	員数	令和7年	令和6年	金額	増減率	増減傾向
	(組合)	(人)	(円)	(円)	(円)	(%)	(※2
製造業	318	81,212	18,271	16,785	1,486	8.9	$\nabla$
食料品・たばこ	27	4,255	16,830	16,742	88	0.5	$\Rightarrow$
繊維、衣服	25	4,690	16,556	15,004	1,552	10.3	$\Box$
木材、家具・ 装備品	4	865	17,576	14,353	3,223	22.5	\[ \sum_{\color=1}^{\color=1}
パルプ・紙・ 紙加工品	6	497	18,519	16,573	1,946	11.7	$\searrow$
印刷·同関連	6	1,804	13,791	8,586	5,205	60.6	$\nabla$
化学	44	5,942	16,941	14,789	2,152	14.6	$\langle \rangle$
石油·石炭製品	2	340	18,848	3,158	15,690	496.8	$\langle \rangle$
プラスチック製品	3	536	6,038	10,549	<b>▲</b> 4,511	<b>▲</b> 42.8	
ゴム、皮革製品	2	117	13,436	5,998	7,438	124.0	$\Box$
窯業·土石製品	2	228	9,753	8,098	1,655	20.4	$\langle \rangle$
鉄鋼	36	7,983	18,269	24,907	▲ 6,638	▲ 26.7	
非鉄金属	17	4,693	18,765	17,194	1,571	9.1	<b>\( </b>
金属製品	44	9,650	15,780	14,985	795	5.3	$\langle \rangle$
機械器具	68	23,056	20,713	20,415	298	1.5	
電子部品・ デバイス	1	10	7,400	4,012	3,388	84.4	$\Box$
電気機械器具	9	2,548	14,342	13,441	901	6.7	<u></u>
情報通信 機械器具	1	10	15,400	15,400	0	0.0	_
輸送用機械器具	15	11,440	21,913	10,811	11,102	102.7	$\sim$
その他の製造	6	2,548	7,849	13,857	▲ 6,008	<b>▲</b> 43.4	<b>^</b>

<sup>※1</sup> 集計組合数が少ない業種については、平均額の精度が十分に確保できないとみられることから、結果の利用に当たっては御留意ください。

<sup>※2</sup> 増減傾向は、5%以上の増減率を太矢印、1%以上5%未満の増減率を細矢印、1%未満の増減率を横矢印で示しています。

(表4-(2)) 産業別の妥結状況(非製造業) 【加重平均】

集計		組合	妥結	額	Ż	対前年比	
	組合数	員数	令和7年	令和6年	金額	増減率	増減傾回
	(組合)	(人)	(円)	(円)	(円)	(%)	(%:
非製造業	148	77,587	13,737	12,576	1,161	9.2	$\nabla$
農林水産業							
鉱業·採石·砂利							
建設業	10	4,362	14,725	13,149	1,576	12.0	$\nabla$
電気・ガス・熱供給・ 水道業							
情報通信業	17	1,281	10,838	9,344	1,494	16.0	$\Box$
うち、通信・放送	1	398	18,500	15,000	3,500	23.3	
うち、情報サービス	2	25	10,860	13,331	▲ 2,471	<b>▲</b> 18.5	
うち、情報制作(出版等)	14	858	7,283	6,604	679	10.3	
運輸業·郵便業	51	31,205	14,391	11,536	2,855	24.7	$\nabla$
うち、私鉄・バス等	18	23,488	15,020	11,496	3,524	30.7	$\Lambda$
うち、道路貨物輸送	14	4,837	10,497	8,327	2,170	26.1	1 \
うち、郵便業							1 \
うち、その他	19	2,880	15,804	17,249	<b>▲</b> 1,445	▲ 8.4	\
卸売·小売業	42	32,279	12,842	13,464	<b>▲</b> 622	<b>▲</b> 4.6	
金融·保険業、不動 産、物品賃貸業	3	807	18,713	18,309	404	2.2	
うち、金融・保険業	1	9	24,490	19,722	4,768	24.2	
うち、不動産業	2	798	18,648	18,294	354	1.9	
うち、物品賃貸業							
学術研究、専門・ 技術サービス業	2	57	10,976	12,842	▲ 1,866	<b>▲</b> 14.5	<b>^</b>
飲食店、宿泊業	3	701	16,430	14,926	1,504	10.1	$\nabla$
生活関連サービス 業、娯楽業	3	38	11,964	11,522	442	3.8	
医療、福祉、教育、 学習支援業	5	315	8,351	7,154	1,197	16.7	$\Box$
うち、教育・学習支援業 うち、医療・福祉	3 2	97 218	8,894 8,110	4,847 8,181	4,047 ▲ 71	83.5 ▲ 0.9	
-	12	6,542	14,331	12,713	1,618	12.7	$\Box$
うち、複合サービス事業 うち、自動車整備・機械修理	5	3,769	13,322	10,353	2,969	28.7	
	1	202	21,738	19,571	2,167	11.1	\
うち、その他	6	2,571	15,228	15,635	▲ 407	▲ 2.6	-  \

<sup>※1</sup> 集計組合数が少ない業種については、平均額の精度が十分に確保できないとみられることから、結果の利用に当たっては御留意ください。

<sup>※2</sup> 増減傾向は、5%以上の増減率を太矢印、1%以上5%未満の増減率を細矢印、1%未満の増減率を横矢印で示しています。